

日本貿易振興機構（ジェトロ）御中

秘密保持承諾書

（以後「当社」）は、独立行政法人日本貿易振興機構（以降「ジェトロ」）が開示する「貿易・投資相談案件データベース保守・改修」（以降「本件」）秘密情報に関して、下記条項について承諾する。

2015年 月 日

住所： _____

会社名： _____

代表者氏名： _____ 印

記

（本件秘密情報の定義等）

第1条 本承諾書において本件秘密情報とは、文書、口頭、電子的データ又は物品によるとを問わず、ジェトロにより当社に対し開示された「貿易・投資相談案件データベース」に関するシステム構成、要件定義書、マニュアル類等秘密であることを示して開示された一切の情報及び当社が応札するにあたり第三者から取得する情報をいう。

（本件秘密情報の提供）

第2条 当社は、当社が本件入札に参加するにあたり、ジェトロが必要と判断する本件秘密情報を本承諾書に定める条件で当社に提供することを了解する。

2 当社は、ジェトロが指定するジェトロの担当者から文書、口頭、電子的データその他の媒体により本件秘密情報が当社に提供されることを了解する。

（本件秘密情報の秘密保持）

第3条 当社は、本件秘密情報について厳に秘密を保持し、第4条に基づく場合を除き、ジェトロの書面による承諾なしに第三者（当社又は当社の関連会社の役員又は従業員を含む。）に一切開示又は漏洩してはならず、また、本件入札の実施以外の目的で本件秘密情報を使用してはならない。

- 2 前項の義務は、(1) ジェトロより開示されるまでに既に当社が本件秘密情報を保有していたとき、(2) 本件秘密情報がジェトロより開示されるまでに既に公知であったとき、(3) 当社がジェトロより本件秘密情報の開示を受けた後、当社の責めによらずに公知となったとき、又は(4) 当社が法令により本件秘密情報を開示する義務を負うとき、又は法律上権限ある官公署により当該情報の開示を命じられたときには、適用がないものとする。

(情報受領者に対する開示)

第4条 当社は、次の各号に定める者に対し、当社が本承諾書に基づく秘密保持義務を負担している旨を予め告知して、本件業務に必要な限度において本件秘密情報等を開示することができる。

- (1) 本件業務を取り扱う当社又は当社の関連会社の役員又は従業員（以下「当社の役員等」という。）
- (2) 弁護士、公認会計士その他本件秘密情報等に関し法律上守秘義務を負う外部の専門家（以下「外部専門家」という。）
- (3) 当社が入札書又は適合証明書、実施予定体制図を作成するにあたって業務の一部を委託する場合の委託先又は委託先の関連会社の役員又は従業員（以下「委託先の役員等」という。）

- 2 当社から当社の役員等又は外部専門家、又は委託先の役員等に対して本件秘密情報等の開示がなされる場合、当社は、開示の相手方となった当社の役員等、外部専門家、又は委託先の役員等に対し、本承諾書と同様の秘密保持義務を負わせる。また、これらの者によってなされた本件秘密情報等の開示又は漏洩につき、本件秘密情報の開示又は漏洩が当社によってなされた場合と同様の責任を負う。
- 3 当社は本件秘密情報等を善良なる管理者の注意をもって管理し、本件秘密情報等に関する書面、図面、ビデオ、フロッピーディスク、CDその他の媒体を本件入札の実施に必要な限度を超えて複製してはならない。

(秘密保持の存続期間)

第5条 当社は本件入札後も第3条の秘密保持義務、第8条の損害賠償責任を負うものとする。

(秘密情報の返還等)

第6条 当社は入札書提出時、当社が入手した「貿易・投資相談案件データベース」に関するシステム構成、要件定義書、マニュアル類等の本件秘密情報及び当社が作成した本件秘密情報等を含む書面、図面、ビデオ、フロッピーディスク、CDその他の媒体およびその複製物一切を直ちにジェトロに引き渡すものとする。

- 2 前項にかかわらず、当社は、ジェトロの承諾を得て前項の書面等を廃棄することにより、前項の引渡に替えることができる。

- 3 第1項及び第2項に基づく秘密情報の返還等を行うときには、当社は別紙「秘密情報返却証明書」をジェットロに提出しなければならない。

(承諾違反)

- 第7条 当社が本件承諾書に違反したときは、ジェットロはジェットロの規程に基づき、ジェットロの実施する入札への当社の参加を制限することができるものとする。

(損害賠償)

- 第8条 当社が本件承諾書に違反しジェットロに損害を与えたときは、当社は民法の規定に従い、その発生した損害をジェットロに賠償しなければならない。

(準拠法等)

- 第9条 本承諾書は日本法を準拠法とし、本承諾書に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにジェットロと当社は合意する。

(その他)

- 第10条 本承諾書に定めのない事項は、法令、慣習に従いジェットロと当社は誠意を持って協議するものとする。

以上

秘密情報返却証明書

日本貿易振興機構 御中

2015年 月 日に入手した「貿易・投資相談案件データベース保守・改修」（以降「本件」）秘密情報につきまして、下記の通り完全に貴機構に返却し、当社には当該情報及びその複製物が存しないことを確認し、報告します。

記

1. 情報名と数量

2. 返却

返却日時： 年 月 日

以上

年 月 日

住 所
社 名
代 表 者 名

印